

情報セキュリティ特記事項

(総則)

第1条 この特記事項は、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、東浦町情報セキュリティポリシー及び東浦町情報セキュリティポリシー共通実施手順等を遵守しなければならない。

(組織体制)

第3条 受注者は、この契約による業務に係る情報セキュリティに関する組織的な体制として、次に掲げる事項について明らかにしなければならない。また、内容に変更がある場合、受注者は速やかに発注者へ連絡しなければならない。

- (1) 情報セキュリティに係る責任体制
- (2) 情報資産の取扱部署及び責任者
- (3) 通常時及び緊急時の連絡体制
- (4) 業務履行場所

(従事者への教育)

第4条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5条 受注者は、発注者からの指示または受諾がある場合を除き、本契約による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(機密の保持等)

第6条 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

- 2 受注者は、本契約に係る業務遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 受注者は、本契約に係る業務の遂行にあたって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、外部へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以

上、電子メールの送信を含む。)、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(再委託時の特記事項遵守)

第7条 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、発注者の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特記事項を遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第8条 受注者が本契約による業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(再委託先事業者からの回収)

第9条 受注者が、発注者から提供を受けた資料や情報資産について、発注者の承認を得て再委託先の事業者に提供した場合は、受注者は、発注者の指示により回収するものとする。

(報告等)

第10条 発注者は、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。

2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第11条 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証（ISO/IEC27001等）の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第12条 発注者は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデント

が発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(特記事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第13条 委託者は、受託者がこの特記事項を遵守しなかったために被害を受けた場合には、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第14条 発注者は、本契約に係る受注者の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。